

「人工島事業の理解のために」の疑問等への回答



「人工島事業の理解のために」の疑問等に対する回答

No.	疑問点	回答	参考資料
50	ターゲットは何なのか？誰のための事業なのか？市民なのか、観光客か？	<p><第8回検討会議補足説明> 活動内容、利用者については、計画策定時に検討した資料があります。参考資料1のp10に一覧表を示します。</p>	参考資料1「東部海浜開発計画の基本事項について」
*2	No50「ターゲットは何か、誰か」に関して、「所得階層」「年齢」「性別」「どこに住んでいるか」「社会的特性は」などを明確にして説明しないといけない。細かな分類で説明すること。これら所得層が沖縄に〇%いて、その人達にどう訴求するか(メディア戦略も含めて)を示すように。	<p><回答>第6回検討会議において回答済 約185haのマリンシティ泡瀬において、客船ふ頭、マリナー、人工海浜、小型船だまり、観光商業施設、宿泊施設、交流ホールなどにおいてそれぞれ、市民、県民、観光客、市内外の外国人等をターゲットにしており、沖縄市を中心とする中部東海岸地域の活性化のための事業です。 <回答>第7回検討会議において追加回答済 ターゲットを詳細に検討した資料はありませんが、今後、具体的に検討して行きたいと考えております。</p>	
117	成功するかもしれないか？コンセプトを持っているか？ないか。事業のコンセプトが明快でない。	<p><第8回検討会議補足説明> 参考資料1「東部海浜開発計画の基本事項について」参照</p> <p><回答>第7回検討会議において回答済 資料配付(中城湾港泡瀬地区開発事業の概要・埋立必要理由書p1-38~39)</p>	
委員レポートより	(土地利用計画における)観光客誘致のインパクトについて	参考資料1「東部海浜開発計画の基本事項について」参照	
2	この事業が、起爆剤となるのか。人工ビーチで東海岸という条件で観光客がくるのか、リピーターとなるのか、また、人工ビーチで砂を入れていくことで環境を保全することが出来るのか、それを継続できるのか。この起爆剤が大きな意味を持つ。計画が活性化の起爆剤になるとしている理由を示した具体的な資料を出していただきたい。	<p><第8回検討会議補足説明> 〇「計画が活性化の起爆剤となる理由」について 参考資料1「東部海浜開発計画の基本事項」にも示していますように、東部海浜開発計画は、国際交流リゾート拠点、海洋性レクリエーション活動拠点、情報・教育・文化の拠点を形成することにより、中部圏の魅力を高め、基地依存経済からの脱却と那覇都市圏との格差是正を図り、県土の均衡ある発展に寄与する拠点地区開発であります。 計画の実現による社会経済効果については「沖縄市東部海浜開発に伴う社会経済波及効果測定調査報告書」(H5.11)によると、沖縄市の1人当たり所得格差や完全失業率などは、計画の実現により大きく改善されることが予測されており、活性化の起爆剤になるものと考えております。</p> <p><回答>第7回検討会議において回答済 配布資料参照</p>	参考資料2「H5経済波及効果p116~p121、p124~p126、p130~p132」「埋立必要理由書p1-134、135」
64	どれくらい縮減されたのか？インフラ整備が91億円というのは多いのか少ないのか。	<p><第8回検討会議補足説明> 〇インフラ整備事業費91億円について 沖縄市が整備予定のインフラ整備事業費は、現時点で約91億円を予定しているところであります。その内訳は、上水道整備費用約8億円、下水道整備費用約10億円、雨水排水整備費用約30億円、街路整備費用約13億円、CAB整備費用約30億円となっております。 〇インフラ整備の事業手法については、「補助事業導入の場合」と「借入による場合」が考えられます。 補助事業導入の場合は、補助金の裏負担については起債(借金)にて充当することになります。これら起債の償還にあたっては、施設の利用料金(上水道や下水道料金等)をもって償還していくこととなります。また、管理維持費についても利用料金から充当することとなります。 借入による場合は、一般的に土地開発公社を活用して事業を行います。土地開発公社が銀行等より借入によりインフラ整備を行います。これら借入の償還にあたっては、埋立地の処分価格にこれらインフラ整備に係る費用も上乗せして処分価格を設定し、その処分益をもって借入を償還します。施設自体は沖縄市へ無償譲渡し沖縄市の方で維持管理を行います。維持管理費については施設の利用料金から充当することとなります。</p>	参考資料3「沖縄市東部海浜地区事業計画策定業務報告書」
69	県や市の財政への影響について、抽象的な記述になっている為、根拠が不十分で納得性に欠けるのではないか。	<p><第8回検討会議補足説明> 〇インフラ整備の事業手法については、「補助事業導入の場合」と「借入による場合」が考えられます。 補助事業導入の場合は、補助金の裏負担については起債(借金)にて充当することになります。これら起債の償還にあたっては、施設の利用料金(上水道や下水道料金等)をもって償還していくこととなります。また、管理維持費についても利用料金から充当することとなります。 借入による場合は、一般的に土地開発公社を活用して事業を行います。土地開発公社が銀行等より借入によりインフラ整備を行います。これら借入の償還にあたっては、埋立地の処分価格にこれらインフラ整備に係る費用も上乗せして処分価格を設定し、その処分益をもって借入を償還します。施設自体は沖縄市へ無償譲渡し沖縄市の方で維持管理を行います。維持管理費については施設の利用料金から充当することとなります。</p>	

67	三位一体改革の影響で緊縮予算を強いられる中、約500億の負債、39億の公債費を抱える当市が、インフラ費だけでも91億円にのぼる負担になるのは、やはり大きなリスクではないのか。沖縄市の起債、公債費、自主財源はどれくらいなのか？	<p><回答>第6回検討会議において回答済 配布資料参照</p> <p><回答>第7回検討会において回答済</p> <p>*1について インフラ整備事業については、市の財政状況に応じて計画的・段階的に整備を図ります。また、できるだけ補助事業を導入することにより市の負担軽減に努める考えであります。</p> <p>64,69について 現在、国の直轄事業によって埋立工事が行われていますが、埋立造成完了後における港湾施設等の用地については、国有財産のまま無償で利用することが可能であります。よって、これら用地の整備に係る費用が縮減されることとなります。これを面積比で算出すると308億円×(47ha/175ha)≒約83億円となります。</p> <p>その他の用地については、土砂処分場の位置づけがなければ、県や市で整備するものとなります。その場合には起債事業(借入金)で整備することとなり、埋立事業開始時点から完了後の用地売却時(借入金返済時)まで利息もかかることとなります。現在の事業方法は、このように県や市が起債事業により整備する方法と比べると、処分の目途が立つまで購入する必要がないことから、借入期間がかなり短くなり利息が軽減されるとともに、処分の見通しがいいまま借入を行うリスクも回避されます。また、国においても港湾整備で発生する土砂処分は絶対に必要であり、どこかに確保しなければならないものですが、今回のようにその跡地利用計画があることが事業の効率性から見て、有意義と判断されます。</p> <p>インフラ整備費91億円については、一般的な単価に、上下水道や道路の延長を乗じて算出されております。</p>	参考資料 3 「沖縄市東部海浜地区事業計画策定業務報告書」
*1	市の財政(公債費)と東部海浜のインフラ整備91億円との関係、見通しを教えてください。	<p><第8回検討会議補足説明> 管理運営計画については、具体的な施設内容(収入項目や管理項目)が確定しなければ難しいものがあります(収入・管理項目によって収支状況が変動するため)。よって、具体的な施設内容が明確になった段階で管理運営計画を検討したいと考えているところであります。なお、海浜公園(人工ビーチ)については、現在沖縄県で実施設計に向けて取り組んでおり、その検討にあたって管理運営計画に配慮した施設整備内容を調整していきたいと考えております。</p> <p>また、南城市のあざまサンサンビーチにおいては、平成17年度で利用者約16万7千人、駐車料やシャワー等の収入が約7,100万円、人件費等の支出が約6,800万円となり、収支で約300万円の赤字となっております。こうした事例もあることから、海浜公園の施設供用までには、維持管理運営に係る事業収支及び管理運営方法等(指定管理者制度)を検討していきたいと考えております。</p> <p>具体的な検討は、土地利用が開始できる頃までに行う考えであります。例えば、立地するホテル等の企業から環境整備金のような形で一定の費用徴収する方法なども考えております(例えば、北谷アメリカンビレッジの公共駐車場は、利用者から料金は徴収せずに周辺の立地企業が負担金を負う形で運営されています)。</p> <p>また、沖縄市が設置する公共施設についての管理運営は、人工ビーチ等と同様に指定管理者による管理運営になるものと考えており、上記と同じように施設の内容を具体化する段階において、管理運営計画も策定するものと考えております。</p> <p>人工海浜においては、マリンシティ泡瀬における早期に利用できる賑わい施設となることから今後集客に向け、市民意見の聴取等により検討をしていきたいと考えております。収支状況改善のため、人工ビーチでは現在注目されているビーチバレーやビーチサッカーの大会ができるようにし、集客の取り組みも検討していくこととしております。</p>	
65	ランニングコストとして海浜公園と人工ビーチの環境等を維持するために管理事務所を置くことが必要となり、維持管理への新たな税負担が発生するのではないかと。	<p><第8回検討会議補足説明> 管理運営計画については、具体的な施設内容(収入項目や管理項目)が確定しなければ難しいものがあります(収入・管理項目によって収支状況が変動するため)。よって、具体的な施設内容が明確になった段階で管理運営計画を検討したいと考えているところであります。なお、海浜公園(人工ビーチ)については、現在沖縄県で実施設計に向けて取り組んでおり、その検討にあたって管理運営計画に配慮した施設整備内容を調整していきたいと考えております。</p> <p>また、南城市のあざまサンサンビーチにおいては、平成17年度で利用者約16万7千人、駐車料やシャワー等の収入が約7,100万円、人件費等の支出が約6,800万円となり、収支で約300万円の赤字となっております。こうした事例もあることから、海浜公園の施設供用までには、維持管理運営に係る事業収支及び管理運営方法等(指定管理者制度)を検討していきたいと考えております。</p> <p>具体的な検討は、土地利用が開始できる頃までに行う考えであります。例えば、立地するホテル等の企業から環境整備金のような形で一定の費用徴収する方法なども考えております(例えば、北谷アメリカンビレッジの公共駐車場は、利用者から料金は徴収せずに周辺の立地企業が負担金を負う形で運営されています)。</p> <p>また、沖縄市が設置する公共施設についての管理運営は、人工ビーチ等と同様に指定管理者による管理運営になるものと考えており、上記と同じように施設の内容を具体化する段階において、管理運営計画も策定するものと考えております。</p> <p>人工海浜においては、マリンシティ泡瀬における早期に利用できる賑わい施設となることから今後集客に向け、市民意見の聴取等により検討をしていきたいと考えております。収支状況改善のため、人工ビーチでは現在注目されているビーチバレーやビーチサッカーの大会ができるようにし、集客の取り組みも検討していくこととしております。</p>	
66	土地造成の財政負担は少ないと理解したが、むしろ、できて後の維持管理を含めた収支計画が重要であるが試算書はあるのか？あれば開示してほしい。教育、研究施設は税金で支えるものであり市民、県民に新たな負担を負わせることになる。	<p><第8回検討会議補足説明> 管理運営計画については、具体的な施設内容(収入項目や管理項目)が確定しなければ難しいものがあります(収入・管理項目によって収支状況が変動するため)。よって、具体的な施設内容が明確になった段階で管理運営計画を検討したいと考えているところであります。なお、海浜公園(人工ビーチ)については、現在沖縄県で実施設計に向けて取り組んでおり、その検討にあたって管理運営計画に配慮した施設整備内容を調整していきたいと考えております。</p> <p>また、南城市のあざまサンサンビーチにおいては、平成17年度で利用者約16万7千人、駐車料やシャワー等の収入が約7,100万円、人件費等の支出が約6,800万円となり、収支で約300万円の赤字となっております。こうした事例もあることから、海浜公園の施設供用までには、維持管理運営に係る事業収支及び管理運営方法等(指定管理者制度)を検討していきたいと考えております。</p> <p>具体的な検討は、土地利用が開始できる頃までに行う考えであります。例えば、立地するホテル等の企業から環境整備金のような形で一定の費用徴収する方法なども考えております(例えば、北谷アメリカンビレッジの公共駐車場は、利用者から料金は徴収せずに周辺の立地企業が負担金を負う形で運営されています)。</p> <p>また、沖縄市が設置する公共施設についての管理運営は、人工ビーチ等と同様に指定管理者による管理運営になるものと考えており、上記と同じように施設の内容を具体化する段階において、管理運営計画も策定するものと考えております。</p> <p>人工海浜においては、マリンシティ泡瀬における早期に利用できる賑わい施設となることから今後集客に向け、市民意見の聴取等により検討をしていきたいと考えております。収支状況改善のため、人工ビーチでは現在注目されているビーチバレーやビーチサッカーの大会ができるようにし、集客の取り組みも検討していくこととしております。</p>	
75	市が管理するとしている土地利用(ビーチや公園等)が多いが、財政的に大丈夫なのか？	<p>※「指定管理者制度」とは 地方自治法の一部改正に伴い、これまでの「管理委託制度」に代わって創設された制度で、条例で定めた手続に基づき議会の議決を得た団体を市が指定し、公の施設の管理を一定期間その団体に行わせる制度であって、民間事業者、NPO団体等の民間団体もその管理団体(指定管理者)となることのできるものです。</p> <p>民間団体の持つノウハウを施設管理に活用することで、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応し、住民サービスの向上が図られることや、経費の節減等が図られることが期待されています。</p> <p><回答>第7回検討会議において回答済 人工海浜の整備に関しては、県が実施します。運営については、指定管理者制度を予定しております。</p> <p>指定管理者制度(H14)以前に市として試算したものはありますが、改めて指定管理者(あざまサンサンビーチ等)による事例を踏まえた収支計画の検討が必要だと考えております。</p> <p>生涯学習センターについては、「生涯学習のまちづくりモデル市町村事業」の指定を受け、「沖縄市生涯学習のまちづくり推進本部」を設置し、市民の生涯にわたる多様な学習の機会や条件整備を進めております。また、交流施設については、市の総合計画において、「国際交流プラザ計画(仮称)」が位置づけられており、必要性を認識しており、具体的な計画については今後検討していくこととしております。</p>	

70	土地の購入について、需要のごとに購入して売却するスキームになっているが、売れない土地は県の負担になるとの理解でよいのか。その場合、県の財政に影響を与える事になるのではないか。	<p><第8回検討会議補足説明> 前回説明のとおり、基本的には処分の目処が立たない状況においては、国から土地の譲渡を受けることはしません。こうした事例として石垣港の新港地区があります。石垣港新港地区も土地利用計画は港湾管理者である石垣市が策定しておりますが、埋立は浚渫土砂の土砂処分場として国が整備しております。供用が始まっている緑地、ふ頭用地、臨港道路等を除いた土地については現在も国が保有したままとなっております。</p> <p><回答>第7回検討会議において回答済 処分の目処が立たない土地については国が保有したままとなります。 (補足説明) 沖縄県と沖縄市が平成14年度に締結した協定書において、県は、市が予算において債務負担行為を設定し、県と市において、国有地取得区分に基づき、市が県から土地を購入する時期及び価格等について協議書を締結した後、国と国有地譲渡に係る協議を行い、国より土地の譲渡を受けとなっております。これは、市が県と協定書を締結しなければ、県は国から沖縄市分の土地が購入できないということです。</p>	
4	海洋性レクリエーション活動の拠点としているが、東部海浜埋立地区に作ることの優位性と必要性があるとする理由を示した資料を出していただきたい。	<p><第8回検討会議補足説明> 優位性:当該事業の目的は中城湾の静穏な海域の特性を活かした国際交流リゾート拠点、海洋性レクリエーション拠点として機能する複合的な拠点地区開発であり、これにより地域の魅力を高め、沖縄市及び本島中部東海岸地域の活性化を図るものであります。 必要性:海洋性レクリエーション活動のための施設として、海浜緑地(人工海浜)、マリナー、小型船だまり等を一体的に整備し、地元県民や観光客の東海岸地域における海洋性レクリエーション拠点として機能するものであります。 こうした海洋性レクリエーション活動は、労働時間の短縮が進み余暇に対する関心が高まる中、急速に普及してきました。沖縄県においても、ボートリングなどを行うプレジャーボートは年々増加し、計画策定時において将来隻数は順調に増加するものと予測され、将来においては中南部圏で整備・計画されているマリナーでは需要をカバーできないものと予測されております。 これより、こうした需要のうち、沖縄市を中心とする中部圏における保管需要の一部を当該計画のマリナーにて受け持つものであります。</p> <p><回答>第7回検討会議において回答済※資料配付済(埋立必要理由書p1-13)</p>	参考資料4「埋立必要理由書p1-13、19」
115	構想そのものには賛成している。具体的な計画内容が成り立つプランなのか。	<p><第8回検討会議補足説明> 参考資料5「中城湾港泡瀬地区開発事業の推進にかかる確認作業結果について」参照</p> <p><回答>第7回検討会議において回答済 土地需要については、平成14年3月の土地需要確認作業結果において確認されております。なお、土地利用ができるまでには、埋立事業、インフラ等の基盤整備があり、期間を要することから、今後、市民意見や進出する企業の意見も計画に取り入れながら検討していきたいと考えております。</p>	参考資料5「中城湾港泡瀬地区開発事業の推進にかかる確認作業結果について」
39	集客の受け皿になるとする資料を出していただきたい。	<p><第8回検討会議補足説明> 参考資料5「中城湾港泡瀬地区開発事業の推進にかかる確認作業結果について」参照</p> <p><回答>第7回検討会議において回答済 ※資料配布済(埋立必要理由書)</p>	

52	県と市が実施した土地需要確認作業とはどういった方法か、またそのデータが見たい。他の埋立地も勘案しているのか？第一区域相当分を上回る需要があるとの見通しは甘くないか？見通しの根拠が不十分ではないか。現計画規模に見合う土地需要が顕在化していくと想定される根拠はどのようにしているのか。	<p><第8回検討会議補足説明> 需要については、参考資料5「中城湾港泡瀬地区開発事業の推進にかかる確認作業結果について」参照 リスクアセスメントという手法は用いておりませんが、国の直轄事業を導入したことにより、沖縄市の埋立事業の負担は回避されております。また、沖縄市は進出する企業の目処をつけてから土地を県から購入します。</p> <p><回答>第7回検討会議において回答済 土地需要については、平成14年3月に県と市において現土地利用計画について、公有水面埋立願書作成時点以降の実績や各種地域振興策の検討状況等を考慮して、土地利用用途別の妥当性の確認作業を行っております。また、他市町村の状況についても勘案しております。 今後、最新のデータを用いて再確認が必要だと考えております。 リスクアセスメントについては、実施しておりません。 具体的な作業としては、現計画は平成7年までの実績に基づいて、需要予測が立てられています。確認作業においては、H8～H12の最近のデータも勘案して需要予測を点検しました。また、平成13年度当時に審議中だった県観光振興基本計画(案)等の関連施策の最新情報も参考に、事業の必要性を確認しました。 資料配付(中城湾港泡瀬地区開発事業の推進にかかる確認作業結果について)</p>	参考資料5「中城湾港泡瀬地区開発事業の推進にかかる確認作業結果について」
53	確認作業は今後も随時行うとあるが最新のデータも合わせて見たい。	<p><第8回検討会議補足説明> 人工ビーチは本計画の魅力施設のひとつであり、誘客のためのソフト施策を展開することにより十分にその効果を発揮するものと考えております。また、本地区の人工ビーチの利用対象者は地元県民も対象としております。 また、人工ビーチについては、平成15～16年度において、「人工海浜専門部会」において検討が進められ、人工海浜のゾーニング(エリア区分)及び土地利用や導入施設について設定がされております。泡瀬地区の人工海浜は、単に人々が利用するだけではなく、地域に生息する生物の生息空間を提供するとともに、生物に関して観察・学習できる体験スペースを導入し、人の利用と生物の生息の共存を図る空間創出を目指します。 人工海浜では、生物のエリア、学習のエリア、憩いのエリア、遊びのエリアの4つのエリア区分をしており、土地利用計画としては、遊水域のほかに、ボードセーリングやシーカヤック、スキndaイブング、環境学習センターなどが計画されています。 また、ビーチサッカーやビーチバレーの世界大会等についても市民意見としてあげられ、十分対応可能だと考えております。 なお、今後もよりよい利用計画にいくために、市民意見の聴取の必要性は認識しております。</p> <p><回答>第7回検討会議において回答済 県内の海水浴場の利用者数は別紙のとおりです(前出:沖縄県主要水浴場の調査地点参照)。マリンシティ泡瀬に整備される人工海浜は約800mの県内でも最大規模のロングビーチであり魅力があると考えております。</p>	参考資料6「人工海浜護岸説明会資料」
54	見通しを誤った時のリスクアセスメントは行ったか？	<p><第8回検討会議補足説明> 人工ビーチは本計画の魅力施設のひとつであり、誘客のためのソフト施策を展開することにより十分にその効果を発揮するものと考えております。また、本地区の人工ビーチの利用対象者は地元県民も対象としております。 また、人工ビーチについては、平成15～16年度において、「人工海浜専門部会」において検討が進められ、人工海浜のゾーニング(エリア区分)及び土地利用や導入施設について設定がされております。泡瀬地区の人工海浜は、単に人々が利用するだけではなく、地域に生息する生物の生息空間を提供するとともに、生物に関して観察・学習できる体験スペースを導入し、人の利用と生物の生息の共存を図る空間創出を目指します。 人工海浜では、生物のエリア、学習のエリア、憩いのエリア、遊びのエリアの4つのエリア区分をしており、土地利用計画としては、遊水域のほかに、ボードセーリングやシーカヤック、スキndaイブング、環境学習センターなどが計画されています。 また、ビーチサッカーやビーチバレーの世界大会等についても市民意見としてあげられ、十分対応可能だと考えております。 なお、今後もよりよい利用計画にいくために、市民意見の聴取の必要性は認識しております。</p> <p><回答>第7回検討会議において回答済 県内の海水浴場の利用者数は別紙のとおりです(前出:沖縄県主要水浴場の調査地点参照)。マリンシティ泡瀬に整備される人工海浜は約800mの県内でも最大規模のロングビーチであり魅力があると考えております。</p>	参考資料6「人工海浜護岸説明会資料」
116	人工ビーチが起爆剤(事業の目玉)になるのかというのが大きな疑問。自然ビーチに比べて観光客を呼べるものになるのか。地元の人がターゲットというならまた別のやり方があるだろう。起爆剤になるために何が 필요한のか。	<p><第8回検討会議補足説明> 人工ビーチは本計画の魅力施設のひとつであり、誘客のためのソフト施策を展開することにより十分にその効果を発揮するものと考えております。また、本地区の人工ビーチの利用対象者は地元県民も対象としております。 また、人工ビーチについては、平成15～16年度において、「人工海浜専門部会」において検討が進められ、人工海浜のゾーニング(エリア区分)及び土地利用や導入施設について設定がされております。泡瀬地区の人工海浜は、単に人々が利用するだけではなく、地域に生息する生物の生息空間を提供するとともに、生物に関して観察・学習できる体験スペースを導入し、人の利用と生物の生息の共存を図る空間創出を目指します。 人工海浜では、生物のエリア、学習のエリア、憩いのエリア、遊びのエリアの4つのエリア区分をしており、土地利用計画としては、遊水域のほかに、ボードセーリングやシーカヤック、スキndaイブング、環境学習センターなどが計画されています。 また、ビーチサッカーやビーチバレーの世界大会等についても市民意見としてあげられ、十分対応可能だと考えております。 なお、今後もよりよい利用計画にいくために、市民意見の聴取の必要性は認識しております。</p> <p><回答>第7回検討会議において回答済 県内の海水浴場の利用者数は別紙のとおりです(前出:沖縄県主要水浴場の調査地点参照)。マリンシティ泡瀬に整備される人工海浜は約800mの県内でも最大規模のロングビーチであり魅力があると考えております。</p>	参考資料6「人工海浜護岸説明会資料」
118	目玉がないまま人工ビーチを作って、それが市民の負担になっては困る。	<p><第8回検討会議補足説明> 人工ビーチは本計画の魅力施設のひとつであり、誘客のためのソフト施策を展開することにより十分にその効果を発揮するものと考えております。また、本地区の人工ビーチの利用対象者は地元県民も対象としております。 また、人工ビーチについては、平成15～16年度において、「人工海浜専門部会」において検討が進められ、人工海浜のゾーニング(エリア区分)及び土地利用や導入施設について設定がされております。泡瀬地区の人工海浜は、単に人々が利用するだけではなく、地域に生息する生物の生息空間を提供するとともに、生物に関して観察・学習できる体験スペースを導入し、人の利用と生物の生息の共存を図る空間創出を目指します。 人工海浜では、生物のエリア、学習のエリア、憩いのエリア、遊びのエリアの4つのエリア区分をしており、土地利用計画としては、遊水域のほかに、ボードセーリングやシーカヤック、スキndaイブング、環境学習センターなどが計画されています。 また、ビーチサッカーやビーチバレーの世界大会等についても市民意見としてあげられ、十分対応可能だと考えております。 なお、今後もよりよい利用計画にいくために、市民意見の聴取の必要性は認識しております。</p> <p><回答>第7回検討会議において回答済 県内の海水浴場の利用者数は別紙のとおりです(前出:沖縄県主要水浴場の調査地点参照)。マリンシティ泡瀬に整備される人工海浜は約800mの県内でも最大規模のロングビーチであり魅力があると考えております。</p>	参考資料6「人工海浜護岸説明会資料」
55	年間宿泊需要を56万人と見込んでいる予測の根拠が不十分ではないか？	<p><第8回検討会議補足説明> 平成7年に実施した将来入域観光客数の推計については、過去の入域観光客数の実績並びに沖縄県における将来計画フレームを考慮して推計を行い、目標年次(H18)における沖縄県の入域観光客数を616万人と推計したところであります。また、中部地域及び沖縄市への入域観光客数並びに泡瀬地区年間宿泊者数の推計にあたっては、当時の観光関連計画報告書(「重点整備地区整備計画報告書」1992年)における将来推計結果を参考に推計を行い、泡瀬地区における観光客数を10万7千人と推計しており、平均滞在日数を乗じて56万人・泊/年としております。 また、現在、沖縄県への入域観光客数の推移は順調に増加しており、平成18年には約564万人となっております。また、沖縄県における観光振興の指針である「沖縄県観光振興基本計画」においては、将来入域観光客数(H23)の目標値を650万人と設定しており、泡瀬地区の供用時期を考慮した場合(10年後)には概ね妥当な数値であると考えております。</p> <p><回答>第7回検討会議において回答済 資料配布済(埋立必要理由書p1-21～23)</p>	参考資料7「観光客数推計グラフ」

62	ホテルを建設するとしているが、実現の見込みはあるのか。持続的な観光の集客を実現させるにはリピート率を上げる必要があり、東部海浜開発計画に魅力を感じ採算が見込めると、ホテル建設の名乗りを上げている企業はあるのか。	<p><第8回検討会議補足説明> 企業の本事業における考え方については、参考資料8「平成5年度沖縄市東部海浜開発に関する企業需要動向調査報告書」において、立地評価、参画可能性、東部海浜開発の魅力等についてアンケート調査をしております。その結果、東部海浜開発の立地評価において「非常に良い」「まあ良い」あわせて78.2%、東部海浜開発の参画可能性は「可能性がある」「やや可能性がある」あわせて28.7%、本開発の魅力については、「大規模・複合開発」「公共主導のプロジェクト」が上位にあげられております。</p>	参考資料8「沖縄市東部海浜開発に関する企業需要動向調査報告書p34～p51」
*7	No57,62の企業誘致・ホテル誘致について、東部海浜について企業の考え方(評価?)はどうなっているか。企業が東部海浜をどう見ているのか？観光客や観光業界がどうみているのか教えて欲しい。	<p><回答>第6回検討会議において回答済 観光・リゾート産業は本県のリーディング産業であり、沖縄県観光振興基本計画(H14)では、マリンシティー泡瀬が実現する頃には、約650万人の観光客が年間を通して、約2,067万人・泊程度と推計されております。一方、泡瀬地区における約56万人・泊及び施設数1,275室という計画(H12埋立願書)は、県全体の3%弱であり、市内既存施設を加えても4%弱でしかなく、可能であると考えております。</p> <p>ホテル建設の名乗りを上げている企業については関心を示した企業はありましたが、やはり、土地利用までに約10年程度を要すことから、今後、土地利用ができるまでには企業の進出意向もでてくるのではないかと考えております。</p> <p><回答>第7回検討会議において回答済 企業の評価については、別添資料のとおりです。観光客や観光業界が東部海浜開発事業をどうみているのかについての資料はございません。</p>	
16	事業者の考える『美しい海』とは？観光客の考える『美しい海』とは？	平成16年度に泡瀬海岸域の地域住民を対象とした『比屋根湿地・泡瀬海岸の環境整備に関する住民意向調査』において、「青海が広がる美しい景観」「砂浜や自然植生があり、陸から海へ自然な連続性をもつ海辺」「野鳥や干潟生物など多様な生物の生息場」などの意見がありました。また、泡瀬地区海岸に期待することとして、「人々が安全で気軽に海とふれあい親しむことのできる海岸」「潮干狩りや砂遊びができる海岸」「泡瀬海岸本来の原風景の回復」といった意見もあり、観光客の考える『美しい海』も同様なものだと考えております。	
45	人口当たり・面積当たりの海岸線比較の意味は？実際8kmは少ないのか？	海へのアクセスについて、指標として算出したものです。	
47	なぜ、そんなにも海岸線が不足していることを問題視するのか？なぜ海岸線を増やすことが雇用創出に繋がるのか？海岸線にこだわるのはなぜか？	海岸線を活かすというのは沖縄にあっては地域活性化の重要な要素だと考えております。	
48	海岸線延長と沖縄における経済の関係	沖縄の海岸線と経済の関係についての資料はありませんが、国土交通省の資料では、臨海市町村について、面積は国土面積の32%、人口は46%、商業販売額は77%、工業出荷額は47%となっております。	